

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

徳島国民年金 事案619

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月

私は会社を退職した昭和61年9月に国民年金の加入手続を行い、その後、平成7年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間、全ての国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事及び住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化はうかがえないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の保険料をA銀行B支店又はC郵便局で納付したとしているところ、D市区町村は、「申立期間当時、郵便局は指定納付場所ではなかったものの、A銀行の県内各店舗は指定納付場所であった。」と回答していることから、申立期間の保険料納付を妨げるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から59年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、結婚を契機に昭和51年3月に当時勤務していた職場を退職し、同年4月に国民年金に加入した。

以後、昭和60年6月まで継続して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、3か月と短期間である上、オンライン記録、A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金の加入手続）は、昭和59年6月に行われたものと推認され、申立人が、申立期間②直前の59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時の昭和59年及び60年の源泉徴収票を所持しており、i) 昭和59年の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の「申告による控除分」欄に記載された金額（5万5,980円）は、オンライン記録等において、国民年金保険料が納付済期間と記録されている申立期間②以前の59年4月から同年12月までの期間の保険料額と一致していること、ii) 昭和60年分の源泉徴収票の「申告による控除分」欄に記載された金額は5万3,730円であるところ、オンライン記録等において、申立人は、申立期間②直前の60年1月から同年3月までの国民年金保険料（1万8,660円）を同年3月29日に納付していることが確認でき、申立

期間②の保険料（2万220円）を加えた60年分の国民年金保険料の合計額である3万8,880円を上回る金額であることなど、申立内容に不自然な点は見受けられない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前述のとおり、昭和59年6月に行われたものと推認され、当該時点において、申立期間①のうち、51年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、57年4月以降の保険料納付について、申立人から当該期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる供述等も得られない。

また、A市区町村が保管する昭和51年度から58年度までの国民年金保険料収納状況一覧表に申立人の氏名は確認できず、このほか、申立期間①に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から同年9月まで

私は、平成4年に結婚したが、結婚後、過去の国民年金保険料を遡って全て納付したと記憶している。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の状況から、平成4年10月に払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間のうち、2年9月の国民年金保険料については、納付することが可能である上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直後の期間である2年10月から3年3月までの期間に係る国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付可能な期間のうち、2年9月の保険料のみ納付しないとは考え難い。

一方、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、平成2年6月から同年8月までの期間に係る国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和43年7月1日から同年9月1日まで

昭和37年4月1日にA事業所D工場において勤務を開始してから、途中、会社の合併等もあったが、平成15年10月1日までの期間において同社の同一系列の会社に継続して勤務していたのに、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A事業所及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年8月1日にA事業所から同社の関連会社であるE事業所（現在は、F事業所）C工場に出向、43年7月1日にE事業所C工場からA事業所C工場に復職）、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年6月の記録から、2万8,000円とすることが妥当であるとともに、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年9月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業所名簿によれば、申立期間②に係るA事業所C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年9月1日であることが確認できる。しかし、申立人及び同僚の供述、並びに各事業主の回答などを踏まえて判断すると、申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、各事業主は不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いこと、申立期間②については、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、両申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、各事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年9月までの期間については9万2,000円、平成元年8月は9万8,000円、同年9月から2年4月までの期間については10万4,000円、同年5月から3年3月までの期間については11万円、同年4月から4年3月までの期間については12万6,000円、同年4月については13万4,000円、同年5月から5年3月までの期間については12万6,000円、同年4月から同年6月までの期間については13万4,000円、6年4月から7年3月までの期間については15万円、同年4月から同年6月までの期間については16万円、8年5月から9年3月までの期間については17万円、同年4月から10年3月までの期間については18万円、同年4月から同年12月までの期間については19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成11年1月1日まで
A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間のうち、昭和60年10月から平成10年12月までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録において確認できる標準報酬月額が給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ

き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人から提出されたB事業所における昭和63年1月から平成10年12月までの期間に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から判断すると、申立期間のうち昭和63年1月から同年9月までの期間、平成元年8月から5年6月までの期間、6年4月から7年6月までの期間及び8年5月から10年12月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和63年1月から平成10年12月までの期間に係る前述の源泉徴収簿から判断すると、申立期間のうち昭和63年1月から同年9月までの期間については9万2,000円、平成元年8月は9万8,000円、同年9月から2年4月までの期間については10万4,000円、同年5月から3年3月までの期間については11万円、同年4月から4年3月までの期間については12万6,000円、同年4月については13万4,000円、同年5月から5年3月までの期間については12万6,000円、同年4月から同年6月までの期間については13万4,000円、6年4月から7年3月までの期間については15万円、同年4月から同年6月までの期間については16万円、8年5月から9年3月までの期間については17万円、同年4月から10年3月までの期間については18万円、同年4月から同年12月までの期間については19万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は「申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は社会保険事務所(当時)へ届け出た報酬月額に見合う額である。」と回答しているが、前述の源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、前述の源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和60年10月から62年12月までの期間について、申立人は、源泉徴収票、給与支払明細書等の関連資料を所持し

ておらず、申立事業所も「当時の賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管していない。」と回答していることから、当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、昭和63年10月から平成元年7月までの期間、5年7月から6年3月までの期間及び7年7月から8年4月までの期間については、前述の源泉徴収簿において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間のうち、昭和60年10月から62年12月までの期間、63年10月から平成元年7月までの期間、5年7月から6年3月までの期間及び7年7月から8年4月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案622

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和56年1月にA市区町村からB市区町村に転入した。督促状みたいなものがきて、国民年金の加入手続にB市区町役場へ行った。A市区町村では定額保険料と付加保険料を年払い（前納）により納付していたのに、同年1月から同年3月までの3か月分の定額保険料の納付を求められた。また、付加保険料の話を出すと、「付加保険料の用紙がありません。」と言われた。変だなと思ったが、付加保険料の無い3か月分の保険料を納付した。A市区町村で、年払い（前納）により55年4月から56年3月までの定額保険料と付加保険料を納付したにもかかわらず、申立期間について、納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に任意加入してからの国民年金保険料は、毎年4月頃に送付されてきた納付書により一括納付（前納）していた。昭和55年度分についても同様に一括納付（前納）した。」と主張しており、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の夫も、「申立期間に係る保険料は、いつもの年と同様に、年度初めに1回だけ1年分との思いで支払った。」と供述している。

しかしながら、前納がなされた場合、国民年金被保険者台帳への記載については、「前納付加 ・ ～ ・ まで（ ・ ・ ）」の印を押し、これに前納の始期及び終期の年月、前納金額及び検認年月日を記入することとされているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳において、昭和55年度の保険料を前納したことをうかがわせる記載は確認できない上、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、前納したことの記録が確認できるのは60年度のみであり、ほかに申立内容をうかがわせる形跡も見当たらない。

また、B市区町村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、備考欄には昭和56年1月10日にA市区町村から転入、検認記録欄には53年10月から55年12月までA市区町村において納付している旨の記録が確認できることから、申立人の旧住所地の市区町村及び住所変更年月日並びに当該年度における検認年月日等保険料に関する記録を確認し、国民年金被保険者名簿を作成していたことがうかがえるところ、同被保険者名簿の記録に訂正など不自然な形跡は見当たらない。

さらに、申立人の住所変更に伴い、A市区町村を所管するC社会保険事務所（当時）が作成し、B市区町村を所管するD社会保険事務所（当時）へ昭和56年3月11日に移管された申立人に係る国民年金被保険者台帳において確認できる保険料の納付記録は、B市区町村が作成した国民年金被保険者名簿の記録と符合する。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案638（事案469の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月16日から36年4月1日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）C工場に昭和34年5月12日に入社し、同年6月13日の昼休み後の業務執行中に現場で負傷し、その後、再度業務に従事すること無く、病院での入院生活のまま36年3月31日に退職したと思う。入院中の34年6月16日に申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日から退職するまでの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間に係る当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、今回、当時の私の事故に関する「労働者負傷現場報告書」を入手したので、再度、同資料を踏まえて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B事業所本社及び同社C工場において、申立人の当時の勤務実態、申立人への給与支給の状況、給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる資料等は得られないこと、ii) 申立人が記憶する当時の上司は既に死亡しており、このほかの同僚に照会したが、申立人を記憶する者はいないことなど、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等に係る供述は得られないこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名等が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月31日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として労働者負傷現場報告書を提出し、「今回、B事業所C工場から入手した、私の事故に関する労働者負傷現場報告書において、私が従業員(正社員)として、申立事業所に勤務していたことが確認できる。従業員である私を厚生年金保険等の

社会保険に加入させていなかったとは考え難い。」等主張しているところ、当該提出資料において、申立人が、昭和34年5月12日に申立事業所のD部に「嘱託職員」として雇い入れされ、同年6月13日、勤務中の事故により負傷したことは確認できる。

しかしながら、同報告書において、申立人の厚生年金保険の加入状況及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実等をうかがわせる記載等は確認できない上、再度、B事業所本社及び同社C工場へ照会したところ、「申立人へ提供した『労働者負傷現場報告書』以外に、人事記録、賃金台帳等を含めて申立人に係る資料は保管されていない。当時の申立人等の嘱託職員に係る雇用条件、厚生年金保険の加入状況等も不明である。」と回答するなど、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、労働者負傷現場報告書には、申立人が当時の上司であったとするE氏のほかにF氏の押印が確認でき、A事業所本社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両者の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、両者ともに既に死亡しており、当時の事情について聴取することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案639

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から平成16年10月1日まで
日本年金機構において記録されている、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間のうち、昭和43年4月から平成12年3月までの期間については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、B事業所においては、当該期間に係る賃金台帳等が保管されていないことなど、申立人の報酬月額及び給与からの厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等によれば、当該期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの期間の申立人の標準報酬月額は2万8,000円であるところ、申立人は、「初任給は3万円であった。」と主張している一方、申立人が、同時期に入社し学歴も同じであったと記憶する同僚11人に対する照会結果によれば、初任給を記憶する同僚5人は、初任給は2万8,000円から2万8,830円程度の金額であ

った旨供述している上、前述の被保険者原票によれば、当該同僚11人に係る資格取得時の標準報酬月額は、2万6,000円、又は2万8,000円であることが確認できる。

さらに、昭和48年7月から平成12年3月までの期間については、B事業所健康保険組合により提出された申立人に係る健康保険加入状況証明書において確認できる標準報酬月額は、厚生年金保険法に定める標準報酬月額等級に基づいて検証した結果、前述の被保険者原票等における標準報酬月額と符合していることが確認できる。

- 3 申立期間のうち、平成12年4月以降の期間については、B事業所により提出された申立人に係る給与データに記録されている報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額と、オンライン記録上の標準報酬月額を比較すると、給与データに記録されている報酬月額等に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。
- 4 複数の同僚は、「社名がA事業所であった申立期間当時から、厚生年金保険料の控除は、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づいて適正に行われていたと思う。」と供述するなど、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年7月1日から同年12月28日まで
② 昭和21年1月7日から22年11月1日まで

私は、申立期間①において、A事業所に勤務していた。

また、申立期間②においては、B事業所（現在は、C事業所）D支店で勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①について、申立事業所に入社した経緯及び業務内容等に係る申立人の記憶は鮮明であるものの、商業登記簿において、申立事業所に係る記録を確認することはできず、E事業所、F事業所等の関係団体にも照会したが、申立事業所に関する情報や資料も得られないことなど、申立事業所について確認することができない。

また、事業所名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない上、オンライン記録によれば、申立人が申立事業所で一緒に勤務していたとする申立人の姉についても、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の申立人の姉は既に死亡している上、申立人は、当時の同僚の氏名を姓しか記憶していないことなどから、当該同僚へ照会し、申立期間①当時の申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等に係る供述等も得ることができない。

2 B事業所D支店に係る申立期間②について、C事業所から提出された申立人に係る職員票等資料から判断すると、申立人が申立期間②において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所名簿によれば、申立事業所は、申立期間②直後の昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、C事業所に当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立期間②における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる資料は得られない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和22年11月1日付けで、申立人のほかに22人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は既に死亡、又は連絡先等が不明であることから、申立期間②当時の申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等に係る供述も得られない。

さらに、申立期間②当時、申立事業所の上部機関であったと推認されるB事業所G支店、同社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

3 このほか、両申立期間に係る申立人の給与からの厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月20日から39年3月1日まで

私は、申立期間について、A事業所（現在は、B事業所）を退職した後、すぐにC事業所（現在は、D事業所）に入社した。A事業所又はC事業所のいずれかの会社に継続して勤務していたのは間違いないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所について、B事業所は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、申立人が記憶する同僚を含む6人から回答が得られたものの、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和38年3月21日から39年4月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等が確認できるのは38年5月20日に資格喪失した記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等はなく、申立人の当該被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も見当たらない。

2 C事業所について、D事業所から提出された申立人が同社に採用されるときに提出したとする履歴書から判断すると、申立人が昭和38年10月からC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D事業所は、「当社と合併する前のC事業所に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、申立人が記憶する同僚を含む8人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和37年2月1日から39年3月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等が確認できるのは、39年3月1日に資格取得した記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等はなく、申立人の当該被保険者記録はオンライン記録と一致している上、資格取得日が訂正されたなど不自然な形跡も見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月末日から63年3月末日まで
申立期間については、A事業所の紹介でA事業所B施設（現在は、C事業所B施設）に臨時職員として勤務し、D班の担当として勤務していた。
勤務していたことは間違いのないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所B施設から提出された辞令書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和63年2月2日から同年3月25日までの期間において、同施設でE業務員（臨時職員）として勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険法第12条では「次の各号に該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす」と規定されており、同条第2号では、厚生年金保険の被保険者としなす者について「臨時に使用される者であつて、2月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、C事業所B施設から提出された辞令書によれば、申立人の任用期間は「昭和63年2月2日から同年3月25日」までの期間となつており、申立人が2か月以内の期間を定めて任用された者であつたことが確認できる。

また、C事業所B施設から提出された辞令書によると、当該辞令書は、申立期間当時、F事業所から申立人に対して出されていることが確認できるところ、C事業所は、「F事業所から辞令書が出ている場合は、A事業所ではなくF事業所において厚生年金保険に加入させていたと思う。」としている上、F事業所は、「申立期間当時、任用期間が1か月から2か月の者は厚生年金保険の加入対象としていなかつた。」としている。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラ

イン記録において、昭和62年10月1日から63年4月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録で、申立人の氏名等が確認できるのは、昭和63年4月1日に資格取得し、平成元年4月1日に資格喪失した記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い上、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、昭和62年11月20日から63年4月5日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、G事業所への照会結果によると、申立期間を含む昭和60年3月1日から63年5月18日までの期間について、申立人が、申立人の母親の健康保険の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

このほか、当時の同僚等から事情を聴取しても、申立期間当時、A事業所B施設で勤務していた臨時職員に係る厚生年金保険の加入に係る取扱い等について具体的な供述を得ることができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。